

暮らしの*i*Information

情報の掲載を希望される場合はご相談ください
※掲載希望月の前月 10 日までに総合政策課広報広聴係へ要連絡

納税だより

(町道民税・軽自動車税のこと 住民税係 ☎ 56－8003
税金の納付方法、納税相談のこと 納税係 ☎ 56－8002
宿泊税のこと 宿泊税係 ☎ 56－8002
固定資産税のこと 資産税係 ☎ 56－8004)

【軽自動車税（種別割）について】
毎年 4 月 1 日現在の軽自動車・原動機付自転車・軽二輪・二輪の小型自動車・小型特殊自動車の所有者または買主（使用者）に課税されます。盗難や廃棄などにより、課税客体（車両）がなくなった場合も、廃車手続きが済んでいなければ課税されます。
また、普通自動車に課される自動車税（種別割）と異なり、月割課税制度はなく、4 月 2 日以降に廃車または名義変更をしても、その年度分の税金は納める必要があります。
※「俱知安町」と表示のあるナンバー以外は、軽自動車検査協会などに申請が必要です。その場合は手続きに日数がかかるため早めの手続きをお願いします
☎ 税務課住民税係 ☎ 56－8003

【納め忘れはありませんか？】
町税（住民税、固定資産税および軽自動車税種別割）や国民健康保険税は町にとって貴重な自主財源で、不足すると住民サービスに深刻な影響を及ぼしかねません。
そのため、納期限を過ぎて督促などを行っても納税されなかった場合、財産（預金、給与、不動産など）の調査を行い、差押などの滞納処分を実施します。
また、滞納額が高額な方や長期にわたり滞納されている方、納税の意思がみられない方については、滞納整理を専門に行う後志広域連合に引き継ぎします。
納め忘れがないか再度ご確認ください。
☎ 税務課納税対策室納税係 ☎ 56－8002

募集

会計年度任用職員募集

町では、4 月 1 日採用の会計年度任用職員を募集しており、町 HP 上で募集職種の一覧表を掲載しています。勤務内容などの詳細や申込・問合せ先は、町 HP をご確認ください。「トップページ」↓「募集情報」から
<https://www.town.kutchan.hokkaido.jp/bosyu/4708/>


自衛官募集
予備自衛官補
受験資格（一般）／18 歳以上 52 歳未満の者
※詳細は俱知安地域事務所へ問合せ

☎ 090－8903－3403

交通安全指導員募集

普通自動車運転免許証をお持ちの健康な方で、交通安全運動期間中（年間 60 日）の登下校時における街頭指導と各種交通安全行事での支援ができる方を募集します。ボランティアですが、制服などの貸与があります。
☎ 住民環境課生活安全係 ☎ 56－8005

北方領土返還推進員募集

■応募資格／普通自動車免許保持者で自家用車を業務に使用できる方
およびワード・エクセルなどのパソコン操作ができる方
※原則、満 70 歳未満
■業務内容／北方領土返還要求運動

の推進に関する事務

■勤務時間／1 日 7 時間で週 4 日（平日）

■勤務場所／後志町村会（後志総合振興局内）

■賃金・待遇／月額 11 万円程度、社会保険有

☎ 北方領土復帰期成同盟後志地方支部（後志町村内）☎ 22－0216

北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会委員の募集

北海道後期高齢者医療広域連合では、住民の代表として、制度の運営に関する重要事項を審議する運営協議会委員を募集しています。

■応募資格／道内在住の満 18 歳以上の方（ただし、議員や公務員など

を除く）

■募集人数／5 名

■任期／令和 6 年 7 月から 2 年間（協議会開催は年 2 回を予定）

■報酬／1 日につき 5 千円の報酬と旅費を支給

■選考方法／選考委員会が小論文などから総合的に判断し選考

■応募方法／北海道後期高齢者医療広域連合 HP または 国保医療係窓口にある応募要領をご確認ください

■応募期限／4 月 30 日（火）
☎ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011－290－5601

財務省財務専門官募集

財務省北海道財務局では、財政・金融などのプロフェッショナルとして活躍する財務専門官を募集しています。

■受験資格／平成 6 年 4 月 2 日～平成 15 年 4 月 1 日生まれの者、平成 15 年 4 月 2 日以降生まれの者で令和 7 年 3 月までに大学を卒業見込みの者。詳細は問合せ
■申込方法／3 月 25 日（月）までに次の専用ページから申込
<http://www.jinji-shken.go.jp/juken.html>


■一次試験日／5 月 26 日（日）
☎ 財務省北海道財務局人事課人事係 ☎ 011－709－2311
（内線 4252）

町営住宅入居者募集

一般世帯向け（家族向け）
・ひまわり団地（北 6 西 5）
2LDK 1 戸（1 号棟 2 階）

高齢者世帯向け（60 歳以上向け）

・望羊団地（北 4 東 4）
2DK 1 戸（2 号棟 1 階）

・むつみ団地（南 8 西 2）
2DK 1 戸（1 号棟 1 階）

■募集期間／3 月 1 日（金）～15 日（金）
応募には必要書類、所得制限などがあります。詳細は問合せ。
☎ 建設課住宅係 ☎ 56－8009

道営住宅入居者募集

■抽選日時／3 月 25 日（月）10 時～

■抽選会場／文化福祉センター
一般世帯向け
・しらゆき団地（南 4 西 3）
3LDK 1 戸 3 階

■申込場所・期間／文化福祉センター、3 月 21 日（木）～23 日（土）9 時～18 時※23 日（土）のみ 17 時まで
■入居予定／4 月下旬
※申込や入居の要件は問合せ
☎ 道営住宅指定管理者エムエムエスマンションマネジメントサービス（株） ☎ 0134－34－1373

周知

申請期限間近！3 月 6 日まで給付金の手続きはお済ですか？

町では、長引く物価高騰による町民の生活費などの負担軽減を図るため、住民税均等割のみ課税世帯を支援する「俱知安くらしの生活応援給付金」事業を行っています。
支給の対象となる場合、期限までに手続きを行ってください。
■申請期限／3 月 6 日（木）までに郵送または役場窓口書類を提出

※郵送の場合、消印有効

■支給対象世帯／

①令和 5 年 12 月 1 日（基準日）現在で町内に住民登録がある

②世帯全員が令和 5 年度住民税所得割が課税されず、うち 1 人以上が住民税均等割のみの課税

■給付金額／

10 万円（1 世帯あたり）

※世帯主名での給付となります
支給要件を満たしている世帯で書類が届いていない場合は、窓口もしくは電話にてお問合せください。

その他給付金の詳細などは、町 HP をご確認ください。
☎ 社会福祉係 ☎ 55－6115


児童扶養手当等の額の改定

4 月 1 日から、手当額が次のとおり改定されます。

手当の名称	3 月まで	4 月から
児童扶養手当（全部支給）	44,140 円	45,500 円
児童扶養手当（一部支給）	44,130 円 ～ 10,410 円	45,490 円 ～ 10,740 円
特別児童扶養手当（1 級）	53,700 円	55,350 円
特別児童扶養手当（2 級）	35,760 円	36,860 円
特別障害者手当	27,980 円	28,840 円
障害児福祉手当	15,220 円	15,690 円
経過的福祉手当	15,220 円	15,690 円

☎ 子育て支援係 ☎ 55－6116
☎ 福祉医療課社会福祉係 ☎ 55－6115

後志総合振興局保健環境部社会福祉課地域福祉係 ☎ 23－1938

同子ども子育て支援室 ☎ 23－1935

北海道お米・牛乳子育て応援事業（第二弾）

北海道は、食料品などの物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減と道産品の消費拡大を図るため、道内の対象児童がいる世帯にお米や牛乳などが購入できる商品券などを配布しています。

■対象児童／平成 17 年 4 月 2 日～令和 6 年 4 月 1 日生まれの児童
■申請期限／4 月 30 日（火）まで
■郵送または電子による申請が必要

です。郵送する場合の申請書は、子ども支援係の窓口でも配布しています。第一弾を受給している世帯で住所や家族構成に変更がない場合は、本人確認書類が不要な簡易申請が可能です。
詳細は北海道 HP を確認
またはコールセンターへお問い合わせください。


☎ 北海道お米・牛乳子育て応援事業事務局コールセンター（9 時～17 時） ☎ 011－350－7371

水道料金等助成制度

高齢者・身体障害者・母子および父子家庭で、一定条件を満たす人に対して水道料金および下水道使用料基本料金の二分の一の額を助成します。※生活保護の方は対象外
■助成対象要件／水道契約者と申請者が同一であり、世帯（同一の水

道設備を使用している者）全員が前年分の所得税および当該年度の住民税が非課税であり、かつ、当該年度の固定資産税の課税額が1万円以下で、次のいずれかに該当する世帯

- ①世帯員のいずれかが70歳以上の者または18歳未満の者
- ②身体障害者福祉法に規定する障害の級別が3級以上の者が世帯主であること
- ③母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子・父子家庭に該当する者

■福祉医療課社会福祉係

☎55-6115

町外の学校に就学する際の国民健康保険について

他市町村に住民票を移す場合は、学生用の保険証を交付します。届出人の本人確認書類、保険証、学生証または在学証明書など、世帯主と住民票を移す方のマイナンバーがわかる書類をお持ちの上、国保医療係へ申請してください。

■福祉医療課保健医療室国保医療係
☎56-8006

倶知安町奨学金制度

高校・大学などに進学し、さらなる学業向上を目指す子どもがいる家庭への、返済不要の給付型奨学金制度です。

■対象／高校・大学・専門学校などに進学・進級する子どもがいる町内在住の保護者

消防署からのお知らせ

トラッキング現象による火災に注意しましょう

トラッキング現象とは、コンセントと電源プラグの隙間にホコリがたまり、そのホコリに空気中の湿気が加わることで、漏電し発火する現象のことです。

トラッキング現象を防ぐために次のことに注意しましょう。

- 外出の際や使用しないときは、コンセントからプラグを抜いておく
- 冷蔵庫やテレビなど、長期間差してあるプラグは、定期的にホコリがたまっていないか点検する
- 配線が集まる場所は、定期的に掃除する

トラッキング防止加工した電気コードやプラグカバーを使用する

○使わないコンセントはふさいでおく

1月末までの災害出動状況		
	令和6年	令和5年
火災	0件	1件
救急	138件	106件
救助	4件	1件
その他	11件	5件

■支給額／高校などは月額9千円、大学などは月額2万5千円
■申込期間／4月1日(月)～5月31日(金)
選考にあたり学力・所得要件などがあります。

申込方法などの詳細はHPをご確認ください。

■学校教育課 ☎56-8018

新型コロナウイルスワクチンの無料接種は3月末まで

対象者は、期間中に1回の接種が受けられます。接種を希望する方は、早めに手続きを行ってください。

■接種対象者／生後6カ月以上の方
■無料接種期間／令和5年9月20日から令和6年3月31日まで

接種を希望する方で、令和5年5月8日以降に町が発行した接種券を持つている方は、送付されている案内に従い、予約をして接種を受けてください。また、接種券を持っていない方は、次のとおり手続きを行ってください。

- 接種までの流れ／
①福祉医療課に接種券を電話で請求する（接種券は郵送にて送付）
②接種券に同封された案内に従って予約し、接種を受ける

転入や年齢などの条件により、手続きの方法が異なります。

詳しくは、町HPをご覧ください。

■福祉医療課ワクチン接種推進係

☎22-1144



消費者コーナー 倶知安消費者協会

『高齢者こそデジタルを』と呼びかけて！

2022年の北海道消費者大会で講師・若宮正子さん（88歳）は、「社会から取り残されがちな高齢者こそ広く社会とつながる道具としてもっとデジタルの活用を」と呼びかけています。

しかし、実際にスマホ教室などへ行ってもすぐに使い方を覚えることは難しいため、高齢者がより必要な情報が得られるよう、若い方々のサポートが必要です。

サポートの例として…

- ①通知が有料になった電気料金のお知らせをスマホで確認する方法
- ②二次元コードの読み取り方法 など

少しの時間でも教えていただきたいです。

■消費生活相談室（公民館1階団体室）
■月・水・金曜日 10時～15時 ☎23-1522

くっちゃん 情報発信ツール

○倶知安町 ホームページ

<https://www.town.kutchan.hokkaido.jp/>

○倶知安町 Facebook

<https://m.facebook.com/kutchan.hokkaido/>

○倶知安町 LINE 公式アカウント

LINE ID：@kutchan

○小川原脩記念美術館 Facebook

<https://m.facebook.com/shu.ogawara.moa/>

○倶知安風土館 Facebook

<https://m.facebook.com/Kutchan.Fudokan/>

○資源・ごみ分別アプリ「さんあーる」

アプリのダウンロードはこちらから→



Android



iOS

まちの事件簿

地域安全ニュース

1月の主な事件

▽一般住宅において、貴金属類が盗まれる事件がありました。

▽商業施設において、酒類などが盗まれる事件がありました。

▽一般住宅において、一方の当事者が相手方に対して暴力を振るい、当事者がけがをする傷害事件がありました。

1月の主な交通事故

▽7日、国道5号の交差点において、人身事故が発生しました。

共同親権って何だろう？

世界的に離婚が増え、日本でも3組に1組は離婚するという状況です。離婚が増える中で、離婚後は「子どもと会わない」「養育費を払わない」という親が多いことが問題視され、子どもの権利を守るため「共同親権」という制度を導入することが検討されています。

共同親権とは何なのか、共同親権となることで、子どもたちの利益が守られるようになるのか検討していきます。

①共同親権という制度

離婚したとしても子どもの父母であることに変わりはありませんが、離婚したときは「一方を親権者と定める」とされているため、親権者ではない親が「自分と子どもは関係がない」と、子どもの養育に関わらなくなることが考えられます。共同親権になると離婚しても二人とも親権を失うことはありませんが、問題もあります。

②共同親権になることの影響

共同親権を考える人たちは、離婚後も養育する責任があることが明らかになるため、「子どもとは会わない」「養育費を払わない」と勝手なことを言う親がいなくなると考えています。ただ、親権者は、子どものために共同して親権を行使することが求められ、進路や子どもにとって重要なことを決めるとき、共同の親権者として話し合うことが必要になると考えられます。しかし、すべての離婚した父母が、きちんと子どものために話し合うことができるでしょうか。

「共同親権」が認められても従来の「単独親権」は変わらず、裁判所は、一方の親がDVをしているなど、子どもの心身に悪影響がある場合には、他方の親の単独親権とするそうです。そもそも、子どもの利益を守るための改正です。子どもの利益を第一として、きちんと判断されているのかこれから意識してみたいと思います。



岩内ひまわり
基金法律事務所
弁護士 齋藤 慎也
☎ 0135-61-4777
FAX 0135-61-4888

おたんじょう
おめでとう

ごめいふくをお祈りします

1月末までの 町内交通事故発生状況		
	令和6年	令和5年
人身	1件	4件
物損	167件	135件
死者	0名	0名

2月14日（水）までに住民環境課住民係へ届け出があったもので、承諾を受けた内容について掲載しています。

人の動き 令和6年1月末現在		
人口	16,596人	(前月比 +91)
男	8,660人	(前月比 +60)
女	7,936人	(前月比 +31)
世帯数	10,151世帯	(前月比 +93)
うち外国籍住民	2,897人	(前月比 +103)

おいくら?

ReNet.jp
recycle

ジモティー



再利用できるものは、町と連携する民間サービスで、無料・簡単にリユース（再利用）！